

3月

と

4月

限定



～町民課 戸籍窓口の時間延長いたします～



戸籍窓口の時間を午後7時まで延長し、マイナンバーカードの申請・更新や引っ越し等による住所の異動（転入・転出届）手続きができます。

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

4月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

3月4日・11日・18日・25日、4月1日・8日 午後7時まで

◎取り扱い業務は、マイナンバーカード（交付受取・新規・更新等）

住民異動届の受付（転入・転出・転居等）のみになります。

◎本人確認書類を持参してください。

- 1点で良いもの・・・運転免許証、個人番号カード、各種手帳（身体・精神・療育）パスポート、在留カード
- 2点必要なもの・・・年金（手帳・証書）、各保険資格確認証、子ども医療費受給者証 母子手帳、学生証、納税通知書等（住所氏名が記載されているもの）預金通帳



※詳しくは町民課生活環境係まで、お問い合わせください。

### 【 注 意 事 項 】

※代理人が手続きをする場合には、本人からの委任状が必要になる事があります。

※各種証明書等（住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明書及び税証明書等）の発行はできません。

※児童手当や、各保険（国民健康保険・後期高齢者・介護等）水道等の各種手続きはできません。



<お問い合わせ先>

磐梯町役場 町民課 生活環境係 電話番号:0242-74-1215